

センター名称		やすらぎミラージュ	大泉北	大泉学園	南大泉
I	運営方針				
	運営方針	地域の医療・介護等の多職種、様々な活動団体、区の関係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たすよう努める。	感染予防対策をしつつ、センター業務を両立させながら、民生・児童委員や著会など地域住民や介護事業所等関係機関とともに、地域全体での見守りや支え合いの体制づくりを目指す。	高齢者を始めとする地域住民の身近な相談窓口となるべく、地域住民・関係機関とネットワークを構築し、地域から信頼されて地域に貢献できるセンターを目指す。	区の高齢者保健福祉行政の一翼を担う公的機関として、公正・中立な運営の確保に努めるとともに、適切な事業運営を行う。自ら事業の質の評価を行い、質の向上に努める。
II	組織運営体制				
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会議に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についての情報共有を図り、平準化に努める。	センター長会や圏域連絡会で情報共有や意見交換を行い、区と他の地域包括との連携に努める。圏域内センターにおけるサービスの質の向上と平準化を目指す。	月1回の大泉圏域連絡会において、区や圏域内地域包括支援センターと情報・意見交換を行い、連携を図る。	区が開催する圏域連絡会や地域包括支援センター長会、その他各専門職における会議体等の中で、区とセンターの相互連携を推進し、かつ業務の平準化を図る。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	事業の継続や復旧を図るための事業継続計画に取り組む。利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築できるよう検討する。	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続できる体制の構築を目指し、受託法人内での協議において事業継続計画を策定する。	法人併設事業所とともに策定した事業継続計画を定期的に見直す。防災・感染症・事業継続等に関する外部研修を職員が交代で受講し、所内で伝達研修を行う。	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定するとともに、必要な研修や訓練が行えるよう努めていく。
III	各事業の実施方針				
	1 包括的支援事業				
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス、必要な関係機関および各種制度の利用に繋げる支援を行う。	高齢者及びその家族からの相談に応じ、必要な支援を把握することにより、適切なサービス・関係機関および各種制度につなげる支援を行う。	高齢者や家族の身近な相談窓口として、訪問・電話・来所にて、福祉・保健・医療・介護に関する様々な相談に対応し、必要な社会資源につなげ、関係機関と連携する。	高齢者やその家族等、個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス・関係機関および各種制度につなげる等支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	支援方法、役割分担等については区と密に連携を図りながら、対応についても高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則って区と協働する。	一連の支援においては、高齢者虐待防止法の要旨である「高齢者の安全確保」と「養護者の支援」を理解しつつ支援を行う。	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や、ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業を通して、虐待と思われるケースの早期発見と区民等への虐待に対する意識啓発を行う。	センター内で共有の上、高齢者虐待に係る相談、指導および助言、通報または届出の受理、高齢者の安全確認、養護者の負担軽減のための措置等迅速な支援を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、計画作成に關しての指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な立場からの個別指導、相談への対応を行う。	担当区域の介護支援専門員からの相談に応じ、サービス担当者会議への参加等技術的支援を行ない、ケアマネジメント力強化の支援を行う。	地域の介護支援専門員から地域包括の継続支援を必要とするケースの認定調査の依頼があった際は、必要性を確認したうえで調査を実施し、介入や後方支援を行う。	区や地域の介護支援専門員と協働し研修を企画・運営することで、地域の中核を担う介護支援専門員の人材育成につながるよう努めていく。
	2 地域ケア会議				
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議で把握した担当地域内の地域課題についてその情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者間で話し合う。	必要に応じて、高齢者にかかる権利擁護等個別の地域によらず課題となるテーマに関する理解深化の機会としても活用する。	今年度は「認知症の人がいきいきと生活する地域づくり」とテーマに、介護事業者や関係機関と意見交換を行う。開催結果は次回会議で報告する。	地域ケアセンター会議で把握された地域課題は、総合福祉事務所が開催する地域ケア圏域会議に報告し、地域の関係機関と課題解決に向けた検討を行う。
	3 在宅医療・介護連携の推進				
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	各種会議・研修等への参加を通して地域の医療・福祉資源の把握に努め、それらに関する情報を収集する。医療・介護関係者間の連携等や相談時の情報提供等に活用する。	担当区域の医療・福祉資源に関する情報の把握に努めるとともに、圏域のセンターとの協働により、情報のリスト化を行う。	担当地域の医療機関を訪問し、地域包括支援センターの広報活動を行う。チームオレンジ事業についても周知し、支援の必要な人とつないでもらうよう行動する。	地域の医療・福祉資源の把握や情報の最新化に努め、地域の関係者間の連携に活用していく。
	4 認知症施策の総合支援				
	(1) 認知症に関する相談支援	相談内容およびアセスメントの結果に基づき、必要な支援を把握して、適切なサービス、関係機関や各種制度の利用に繋ぎ、認知症専門相談や専門病院の助言を受けられる支援を行う。	「医療と介護の相談窓口」において、もの忘れ検診対象者や、認知症の高齢者および若年性認知症の方やその家族等から、認知症および検診に関する相談を受け付ける。	新規事業である「もの忘れ検診」において、要フォローと判断されたケースについて、これまでの相談歴を確認のうえアウトリーチを行い、必要な医療や社会資源につなぐ。	区が医師会と連携して行う「もの忘れ検診」の健診結果に応じて、専門医療機関への受診や介護予防事業など、その方に合った支援につなげるよう努める。
	5 生活支援体制整備				
	(2) 資源開発	地域行事への参加や地域ケア会議等の実施を通じ、地域課題を把握する。その課題に則り、担当地区内の地域団体の活動支援や不足するサービスの創出に関わっていく。	地域の関係者と連携のうえ、センターの業務遂行において把握した不足する社会資源の創出に努める。	ボランティア・地域福祉推進コーナーの活動に協力し、生活支援・介護予防サービスを創出するための取組を支援する。	地域ケア会議等の実施を通じ、担当区域内の地域団体の活動支援や不足する生活支援サービスについて創出できるよう努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援				
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	社会との接点が少ない方には、介護予防事業や地域の街かどケアカフェ等のサロン活動の情報を提供し、必要があれば介護保険サービス等の利用支援を行う。	定期的な見守りが必要とされる高齢者に対して、訪問支援協力員との連携による見守り活動や、民生・児童委員等の見守り協力関係者に繋げる支援など適切な支援を実施する。	対象者リストをもとに訪問。地域包括支援センターの周知を図るとともに、支援の必要な高齢者の発見と見守り体制の構築、元気高齢者が参加できる地域活動の紹介などを行っていく。	社会的に孤立した高齢者の支援だけでなく、元気で意欲のある高齢者が地域の担い手として生きがいを持ち社会活動に参加できるよう支援する。

センター名称		大泉
I	運営方針	
	運営方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、区民とともに、地域の関係機関等と協働し、地域包括ケアシステムの中核機関としての役割を果たす。
II	組織運営体制	
	(3) 区および他センターとの連携	毎月開催される大泉地域圏域連絡会に参加し、区の高齢者・介護保険等施策の情報を得るとともに、他センターの業務の実際についても情報を共有し、支援の平準化に努めます。
	(6) 感染症や災害への対応力強化の取組み	事業継続計画書の策定については、現状にあったものになるよう見直し、定期的に研修や訓練を実施するよう努める。
III	各事業の実施方針	
	1 包括的支援事業	
	(1) 総合相談支援業務 ①総合相談支援	高齢者やその家族等の個々の相談に応じ、必要な支援を把握して、適切なサービス、関係機関および各種制度の利用につなげる支援を行う。
	(2) 権利擁護業務 ①高齢者虐待への対応	高齢者虐待防止・養護者支援マニュアルに則り、高齢者の安全の確認その他通報・届出に係る事実の確認のための措置ならびに養護者の負担軽減のための措置に関する事務を行う。
	(3) 包括的継続的ケアマネジメント支援業務 ②介護支援専門員への支援	相談内容を整理・分類し、地域ケア会議等でその内容を検討する機会を作ることで、個別ケースの課題を改善するとともに、地域の課題としても共有し、一緒に問題解決できるように努める。
	2 地域ケア会議	
	(2) 地域ケアセンター会議の開催	地域ケア個別会議、地域ケア予防会議または他の委託業務において把握した担当地域内の地域課題について、情報を共有し、その解決に向けて地域の関係者で協議する。
	3 在宅医療・介護連携の推進	
	(2) 地域の医療資源の把握と連携強化	地域の医療・福祉資源の把握に努め、情報の最新化を図る。医療・介護関係間の連携等に活用するとともに、相談時にどの職員でも活用できるように準備する。
	4 認知症施策の総合支援	
	(1) 認知症に関する相談支援	認知症初期集中支援チームを作り、継続的な支援を行う等、認知症の高齢者が安心して在宅生活を送れるよう支援する。
	5 生活支援体制整備	
	(2) 資源開発	地域ケア会議等の実施、地域生活支援サービスの充実に関する協議体への参加を通じて、地域団体と連携し、活動支援や不足する生活支援サービスの創出に努める。
	6 ひとり暮らし高齢者等訪問支援	
	(1) 地域のひとり暮らし高齢者等の訪問支援	社会との接点が少ない方には介護予防事業や地域の街かどケアカフェ等に参加を促し、必要であれば介護保険サービスや区の高齢者福祉サービスの利用支援を行う。